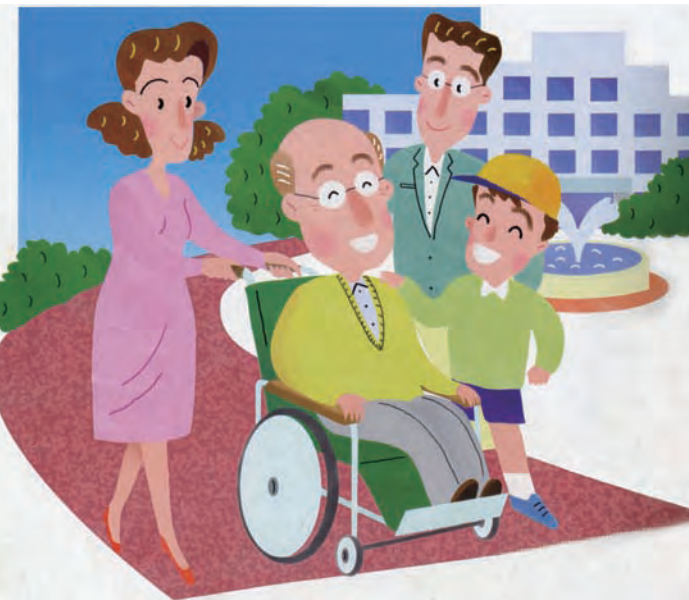


65歳以上の
皆さんへ

平成20年度の 介護保険料をお知らせします

▶問い合わせ＝高齢福祉課介護保険係

☎(32)8009 FAX(34)3388



介護保険料と保険料段階について

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが納める保険料と国や県、町が負担する公費を財源に各市町村が運営しています。そして、介護や支援を必要とする人が、費用の一部(原則として1割)を支払って、サービスを利用します。

介護保険事業計画は、65歳以上の人口や介護サービスの利用量の見込みなどにより、3年ごとに策定し、65歳以上の皆さんの介護保険料の見直しを行っています。現行の第3期計画(平成18～20年度)の介護保険料の基準月額額は3,680円となっています。

また介護保険料は、基準月額を基に、本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担となるよう、各段階(1段階から6段階までの区分)に分かれています。

スタート 生活保護を受けていますか?

はい ↓ いいえ

本人が町民税の課税対象ですか?

いいえ ↓ はい

同じ世帯に町民税課税対象の人がいますか?

いいえ ↓ はい

老齢福祉年金を受けていますか?

はい ↓ いいえ

前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下ですか?

はい ↓ いいえ

あなたの介護保険料は?

平成20年度の介護保険料は、平成19年中の所得や平成20年度の町民税の課税状況によって決まります。

次の「はい」または「いいえ」を選択して矢印を進むと、あなたの平成20年度の年間保険料が分かります。

前年の合計所得金額が200万円以上ですか?

いいえ ↓ はい

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
対象者	・ 老齢福祉年金を受けている人で、本人および世帯全員が町民税非課税の場合 ・ 生活保護を受けている人	・ 本人および世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	・ 世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の人	・ 本人が町民税非課税(世帯内に町民税が課税されている人がいる場合)	・ 本人が町民税課税対象で、合計所得金額が200万円未満の人	・ 本人が町民税課税対象で、合計所得金額が200万円以上の人
保険料率	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
年額保険料(月額)	2万2,080円(1,840円)	2万2,080円(1,840円)	3万3,120円(2,760円)	4万4,160円(3,680円)	5万5,200円(4,600円)	6万6,240円(5,520円)

介護保険料の緩和措置

税制改正に伴う、65歳以上の住民税非課税措置(所得125万円以下非課税)の廃止により、所得段階が上がった人(住民税の経過措置対象者およびその世帯に属する人)には、平成18年度から2年間で保険料を段階的に引き上げる緩和措置が適用されました。しかし、平成20年度は、この措置が据え置かれることになりました。平成21年度は、介護保険料の見直しを予定しています。

該当所得段階		年度	平成18年度 年額保険料	平成19年度 年額保険料	平成20年度 年額保険料
所得段階 第4段階	所得段階の第1・第2段階(税制改正前の計算)から移行した人		2万9,140円	3万6,650円	3万6,650円
	所得段階の第3段階(税制改正前の計算)から移行した人		3万6,650円	4万180円	4万180円
所得段階 第5段階	所得段階の第1・第2段階(税制改正前の計算)から移行した人		3万3,120円	4万4,160円	4万4,160円
	所得段階の第3段階(税制改正前の計算)から移行した人		4万180円	4万7,690円	4万7,690円
	所得段階の第4段階(税制改正前の計算)から移行した人		4万7,690円	5万1,220円	5万1,220円

※緩和措置は平成17年1月1日現在において、65歳以上の人が対象です。

介護保険料の納付方法は？

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

納付方法	対象(いずれかに該当する人)	納付の仕方など
特別徴収	・平成20年4月1日現在65歳以上で、老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年額18万円以上の人	4月以降、年金を受給する偶数月に、2カ月分の保険料を年金から引き落としによる納付となります。
普通徴収	・老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年額18万円未満の人 ・老齢福祉年金を受給している人 ・平成20年4月2日以降に、65歳になった人 ・平成20年4月2日以降に、三好町に転入した人	平成20年7月から平成21年2月までの8カ月間、納付書、または口座振替による納付となります。 ※転入前の市町村で特別徴収であった人も、1年目は普通徴収となります。 ※特別徴収となる場合は特別徴収開始通知書でお知らせします。

介護保険料の納付時期は？

特別徴収は年金より引き落とし、普通徴収は7月以降の月末(12月分は25日)が納期限となります(納期に該当する日が休日の場合は、その翌日)。

普通徴収の納付書は、7月中旬に介護保険料決定通知書と一緒に送付します。納期限までに必ず納付してください。

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	仮徴収			仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
年金支給日		4/15		6/13		8/15		10/15		12/15		2/13	
普通徴収					本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	
納期					7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	

40歳以上65歳未満の皆さんの保険料は、それぞれで加入している健康保険の保険料と合わせて納めていただいています。詳しくは加入している医療保険者(健康保険組合や国民健康保険など)にお問い合わせください。

新たな歴史を ための基礎固めを

議 6
会 月



開会のあいさつをする久野町長

平成20年第2回三好町議会定例会が6月6日から23日までの18日間の会期で開かれました。一般質問は10日と11日の2日間行われ、10人の議員が登場。質問に対し、町長ほかが答弁しました。今回は、久野知英町長の開会のあいさつの抜粋および提出された議案、補正予算の内容について紹介します。

町長あいさつ

◆町制施行50周年を迎えて

5月24日に開催しました「町制施行50周年記念式典」には、議員の皆さんをはじめ、町内外から多くの皆さんのご臨席をいただき、誠にありがとうございました。わが町の伸展に多大なご功績を残された皆さんに感謝するとともに、「ふるさと三好」の変遷の歴史を振り返る契機としていただけたものと思います。

現在「ふるさと三好」のさらなる伸展を目指し、将来を見据えたまちづくりの指針となる第6次総合計画の策定に取り組んでいます。また、地域の特性や特色を生かしたまちづくりを推し進めるためには、基礎自治体としてさらなる自治力の強化が必要なことから、「市制」への移行を決定し、市制施行に向けた準備を進めています。

町制施行50周年を迎えた本年度を「市」として新たな歴史を創造する基礎固めの年と位置付け、皆さんに「住み続けたいまち」との評価がいただけるよう「夢と緑と活力ある

まち」づくりに全力を傾注してまいります。議員の皆さんをはじめ町民の皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

◆安全 安心なまちづくりを推進

東海地方も梅雨入りし、集中豪雨や台風による災害の発生が危惧される時季を迎えました。5月25日に境川堤防で、水害急急対策活動の迅速化と水防体制の確立、そして防災意識の高揚を目的とした「水防訓練」を、議会、区長会、消防団をはじめ、防災関係機関の皆さんの参加と協力をいただき実施しました。訓練を通じ水防工法の習得や防災意識の再確認をしていただけなものと思います。わが町においては、幸いにして、ここ数年、集中豪雨や台風による大きな風水害、そして危惧されている地震災害は発生しておりませんが、国内外において自然の猛威による極めて甚大な災害が頻発しています。先のミャンマーのサイクロンや中国の四川大地震において、学校や民家の倒壊などにより多くの尊い生命が犠牲となりました。被災地の皆さんに対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げますことも

に一刻も早い復興をお祈り申し上げます。自然の猛威を避けることはできませんが、備えることにより被害を最小限に止めることは可能です。町としても、計画的な公共施設の耐震化や、皆さんの住宅の耐震化の支援に努めてきたところです。しかし、悲惨な災害を目の当たりにし、あらためて早急な対応の必要性を痛感しました。災害時における防災活動の拠点となる役場庁舎の早期整備に取り組むため、今議会で行舎新築工事基本設計業務委託を予算計上させていただきました。

今後も緊急時における災害に関する情報の発信に努めるとともに、地域の防災組織と連携を図りながら、防災体制の強化・充実に取り組んでいきます。また被害を最小限に食い止めるためには、住民の皆さん一人一人が防災意識を再認識していただき、日ごろから緊急時に備えていただくことが大切です。

自らできる「備え」を施していただき、緊急時には、災害情報に注意を払っていただくとともに、地域あるいはお隣との連携・共助による身の安全確保をお願いします。

防犯面では、豊田市内で発生した女子高校生殺害事件など、全国各地で心を痛める残忍な事件が発生しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

町においては、児童・生徒に対する安全な登下校のための指導の徹底、教育委員会

節目の年を迎え 創造する

■提出された議案などの一覧

議案番号	議案名
議案第42号	三好町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
議案第43号	三好町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第44号	三好町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号	三好町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第46号	三好町税条例の一部を改正する条例
議案第47号	三好町都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第48号	三好町営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第49号	平成20年度三好町一般会計補正予算(第1号)
議案第50号	工事請負契約の締結について(三好中学校大規模改修(1期)建築工事)
議案第51号	工事請負契約の締結について(道路改良工事(仮称)高嶺橋下部工工事(A1)(町道三好ヶ丘駒場線))
議案第52号	物品の買入れについて(学校給食センター厨房機器)
議案第53号	町道路線の認定について
同意第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
報告第1号	三好町土地開発公社の経営状況について
報告第2号	財団法人三好町国際交流協会の経営状況について
報告第3号	繰越明許費の報告について
意見書第1号	後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書
請願第1号	後期高齢者医療制度の廃止の意見書提出を求める請願

■補正予算(抜粋)

一般会計補正予算

※補正額 4623万7千円を加えた一般会計の予算総額は、歳入・歳出ともに217億423万7千円です。

【補正額の内訳】

【歳入】

国庫支出金 105万円
寄附金 408万円
繰入金 4110万7千円

【歳出】

総務費 4328万2千円
民生費 105万円
教育費 190万5千円

による防犯パトロールや教職員による校区巡回の強化、近隣市町との不審者情報の共有配信など、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないような防犯体制の見直し、強化をしています。

各地域においても、自主防犯パトロール隊の皆さんによるパトロールの強化など地域ぐるみの防犯活動を展開していただいています。

防災や防犯では「地域の力」が大きな役割を担います。わが町では現在、各地区において「地区体力づくり事業」をはじめ、地域ふれあい事業や交流事業を積極的に展開していただいております。

地域の連帯感や「コミュニティ意識が一層高まり、災害時における互助体制や防犯体制強化の大きな力、すなわち「地域力」がさらにはぐくまれるものと確信しています。

今後、豊田警察署や地区防災組織、尾三消防本部や消防団、そして地域の皆さんと一体となって「安全で安心なまちづくり」を推し進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

◆オリンピックでの地元出身選手の活躍を期待

スポーツの祭典「北京オリンピック」が8月8日に開幕します。

4年前のアテネオリンピックの男子ハンマー投げ競技において、本町在住の室伏広治選手が、日本中の大声援に迎え、見事金メダルを獲得されました。わたしも地元の皆さんと一緒に熱き声援を、そして大歓声を上げたことを鮮明に思い起こします。

北京オリンピックでの室伏選手をはじめ、日本選手のご活躍を町民の皆さんとともに応援していきたいと思っております。